

八王子市職員大学院入学経費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院（以下「大学院」という。）の入学等に要する経費を助成することにより、複雑及び高度化する社会経済環境に積極的に対応していく上で、自治体職員に求められる専門知識及び能力を習得し、職務遂行能力を高めようとする職員の主体的な自己啓発への取り組みを支援することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 大学院の入学等に要する経費を助成する対象者は、八王子市職員定数条例（昭和24年八王子市条例第22号）第1条に規定する職員及び同条例第4条に規定する派遣職員（以下「職員」という。）とする。

(助成対象数)

第3条 大学院の入学等に要する経費を助成する職員の人数は、3名以内とする。

(助成金の額及び範囲)

第4条 大学院の入学等に要する経費を助成する金額（以下「助成金」という。）は、職員1名につき30万円を限度とし、助成金の範囲は、次に掲げる入学初年度における経費とする。

- (1) 入学試験料
- (2) 入学金
- (3) 授業料
- (4) 教育充実費
- (5) 前各号に掲げる経費に類するもの

(助成の申請)

第5条 助成金の交付を希望する職員（以下「助成希望者」という。）は、大学院入学経費助成申請書（第1号様式）（以下「助成申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、所定の期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 大学院履修研究計画書（第2号様式）
- (2) 大学院入学合格通知書（写し）
- (3) 入学に要する経費の領収書（写し）
- (4) 入学までの日程が分かる書類
- (5) 専攻内容の分かる書類

(助成の決定)

第6条 市長は助成申請書の提出があったときは、第1条に規定する目的に照らし、大学院履修研究計画書その他の必要書類を審査するものとする。ただし、助成希望者の人数が第3条に規定する人数を超える場合には、八王子市職員大学院入学経費助成候補者選定委員会に諮り、その結果を踏まえて審査するものとする。

2 市長は審査した結果を大学院入学経費助成金交付決定通知書（第3号様式）又は大学院入学経費助成金不交付決定通知書（第4号様式）により、速やかに助成希望者に対し通知するものとする。

(助成決定者の義務)

第7条 前条第2項に規定する助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）が大学院の課程を修了したときは、速やかに大学院履修研究報告書（第5号様式）に修了証明書（写し）及び修了要件となる論文（写し）を添付し、市長に提出しなければならない。

(助成決定の取消し等)

第8条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 助成決定者が大学院の定める期間内に課程を修了できなかつたとき。ただし、市長が特別な事情があ

ると認めるときは、この限りではない。

(2) 大学院が定める期間内に職員でなくなったとき。

(3) 大学院に在籍しなくなったとき。

(4) その他助成することが不相当と認められる事実があったとき。

2 前項に規定する取り消しは、大学院入学経費助成金交付取消決定通知書（第6号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

(届出の義務)

第9条 助成決定者は、前条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、大学院入学経費助成金交付辞退（返還）届（第7号様式）により届出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年10月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年12月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年3月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年9月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年3月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年12月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年11月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年1月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年9月17日から施行する。